

〒190-0012

立川市曙町2-37-7 コアシティ立川10階
弁護士法人フラクタル法律事務所

弁護士 田村 勇人 殿

事件番号 平成23年(受)第1012号

事件番号 平成23年(受)第1012号

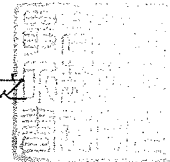
上告人 ██████████

被上告人 株式会社シティズ訴訟承継人 アイフル株式会社

口頭弁論期日呼出状

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 梶浦 克之



頭書の事件について、口頭弁論期日が

平成24年9月28日(金曜日) 午後1時30分

と指定されましたから、同期日に当法廷に出頭してください。

当裁判所の所在地 〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2

交通機関 地下鉄 永田町駅4番出口、半蔵門駅1番出口 下車徒歩5分

電話 03-3264-8111 (内線 2272・2273・2280 **2281**)

裁判長
認 印



調 書 (決定)

事 件 の 表 示 平成 2 3 年 (受) 第 1 0 1 2 号

決 定 日 平成 2 4 年 7 月 2 5 日

裁 判 所 最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷

裁 判 長	竹	内	行	夫
裁 判 官	須	藤	正	彦
裁 判 官	千	葉	勝	美
裁 判 官	小	貫	芳	信

当 事 者 等 別紙当事者目録記載のとおり

原 判 決 の 表 示 東京高等裁判所平成22年(ネ)第2038号(平成23年1月20日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件を上告審として受理する。
- 2 申立ての理由中、第1、第3の3、第4及び第6を排除する。

第 2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たりますが、申立ての理由中、第1、第3の3、第4及び第6は、重要でないと認められる。

平成24年7月25日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 梶 浦 克 之 

当事者目録

申 立 人

████████████████████

申 立 人

████████████████████

上記兩名訴訟代理人弁護士

田 村 勇 人 ほか
株式会社シティズ訴訟承継人

相 手 方

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

川 北 太 一

これは正本である。

平成 2 4 年 7 月 2 5 日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 梶 浦 克 之